

## ○南アルプス市児童育成支援拠点事業実施要綱

令和8年3月17日

告示第81号

(趣旨)

第1条 この告示は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を設け、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供その他の個々の児童の状況に応じた支援を行うため、南アルプス市児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、南アルプス市とする。ただし、市長は、事業を適切に行うことができると認められる者に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する者であつて、児童や保護者からの相談、庁内関係部署や他の関係機関からの情報提供等により把握され、事業による支援が必要であると市長が認めた次に掲げるものとする。

(1) 養育環境に関して課題のある主に学齢期（満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満15歳に達した日の翌日以後における最初の3月31日までの期間をいう。次号において同じ。）以降の児童及びその保護者

(2) 家庭、学校その他家庭以外においても居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

(3) 前2号に掲げるもののほか、支援を行うことが適切であると市長が認める者

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する対象者の状況に応じて、次に掲げる支援のうち必要と認められるものについて行うものとする。

(1) 安全・安心な居場所の提供

(2) 生活習慣の形成

(3) 学習の支援

(4) 食事の提供

(5) 課外活動の提供

(6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

(7) 保護者への情報提供及び相談支援

(8) 事業の実施に係る送迎支援

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(実施場所)

第5条 事業の実施場所は、市長が別に定めるものとする。

(実施日及び実施時間)

第6条 事業の実施日は、週3日以上とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は実施しないものとする。

2 事業の実施時間は、次の各号に掲げる日に応じて、当該各号に掲げるものとする。

(1) 学校の授業の休業の日 8時間

(2) 前号に掲げる日以外の日 学校の授業の終了後から午後6時以降までの6時間以内

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、実施日及び実施時間を変更することができる。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、南アルプス市児童育成支援拠点事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは利用の可否を決定し、南アルプス市児童育成支援拠点事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(利用の取消)

第9条 市長は、前条の規定による利用決定を受けた申請者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用決定を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 他の利用者の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、南アルプス市児童育成支援拠点事業利用取消通知書(様式第3号)により、利用者に通知するものとする

(費用負担)

第10条 事業の利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者の希望により事業に附帯して実施する自主的な支援又はサービスを提供する場合で、当該自主的な支援等に係る実費相当額について利用者から負担を求めることが適当と市長が認めるときは、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第11条 市又は第2条の規定により委託を受けた者は、事業を実施するに当たり、

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 対象者及びその家庭等への対応には十分に配慮すること。
  - (2) 事業を行うに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退き、又は委託契約を終了した後も同様とする。
- (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 南アルプス市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

南アルプス市児童育成支援拠点事業利用申請書

次のとおり南アルプス市児童育成支援拠点事業を利用したいので、南アルプス市児童育成支援拠点事業実施要綱第7条の規定により申請します。

児 童	住 所				
	ふりがな 氏 名				
	生年月日		性別	男 ・ 女	
	学校名・学年	学校		学年	
健康状態	アレルギー 無 ・ 有 ( )				
	服薬の必要 無 ・ 有 ( )				
	支援に当たり知っておいてほしいこと・配慮が必要なこと [ ]				
世帯状況	氏名	続柄	年齢	勤務先	備考
送迎の希望	希望する ・ 希望しない ・ 長期休暇のみ希望する				
緊急連絡先	ふりがな 氏 名	続柄	電話番号		

様式第2号（第8条関係）

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長 印

南アルプス市児童育成支援拠点事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった南アルプス市児童育成支援拠点事業の利用について次のとおり決定したので、南アルプス市児童育成支援拠点事業実施要綱第8条の規定により通知します。

事業の利用を決定します。

事業の利用を却下します。

利用する児童	氏 名			
	生年月日		性別	男 ・ 女
保護者				
学校名・学年				
利用開始日	年 月 日			
送迎の有無				

却下理由	
------	--

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長 印

南アルプス市児童育成支援拠点事業利用取消通知書

年 月 日付け南アルプス市指令 第 号で利用決定した南アルプス市児童育成支援拠点事業については、南アルプス市児童育成支援拠点事業実施要綱第9条の規定により取り消しましたので通知します。

取消理由